

随意契約理由書

件名	北神線ITV設備点検整備
契約の相手方	協和テクノロジズ株式会社 兵庫営業所
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13 第1項 第2号に該当
随意契約の理由 ITV設備は、列車が安全・確実に運行するために重要な通信設備であり、直接列車の運行、乗客サービスに影響するため常に装置の良好な状態を維持する必要がある。 その為、国土交通省令に基づく整備要領を定めて点検・整備を実施する。 本装置の主たる点検整備内容は、ITV設備等の各機器仕様に基づく性能確認、総合動作確認及び機器整備であり、いずれも装置を開発・製作した製造業者(上記業者)が独自に定めた基準による判断が必要であり、他の業者での施工は技術的に困難である。 上記業務の条件を満たすことができるのは、北神線ITV設備の開発・製作会社「協和テクノロジズ株式会社」だけである。 以上により上記業者と随意契約を行う。	
担当部署 (問合せ先)	交通局 高速鉄道部 電気システム課 電気区(電話番号 791-6584)